

スポーツメンタルトレーニング指導士

-資格申請・更新の手引き-

2023年10月12日（2023年10月以降版）

日本スポーツ心理学会資格委員会

指導士資格制度について

近年、スポーツ選手の競技力向上を目的としたメンタルトレーニングが盛んに行われるようになってきている。スポーツメンタルトレーニング指導士資格制度が制定されるまで、わが国ではこのような専門的活動に対して、公的に認められる資格制度がないままであった。公的な資格制度の存在は、メンタルトレーニングを通してスポーツ選手への心理的サポートを提供している者の専門的活動に対する社会的認知を高めるだけでなく、個々の専門的資質の向上につながることが期待できる。

資格制度は、1997年11月に行われた日本スポーツ心理学会第24回総会において、メンタルトレーニングに関する資格の制度化を検討することが決定され、「資格検討特別委員会」が発足したのが始まりである。そして、翌年の1998年11月の第25回学会大会総会で特別委員会から中間報告され、その翌年の1999年11月の第26回大会総会において本資格案が承認された。その後、2000年に諸規則が承認され、申請受付が始まり、2001年4月に「スポーツメンタルトレーニング指導士」が誕生した。2010年9月には資格認定10周年記念行事が開催され、スポーツメンタルトレーニング指導士の活躍が期待されている。また、2012年4月から名称が変更されている。2022年11月には、日本スポーツ心理学会・スポーツメンタルトレーニング指導士資格認定20周年記念講演・シンポジウムが開催された。

本手引きは、この資格認定制度に基づいた資格審査の手続きをまとめたものである。申請にあたっては、熟読して、遺漏なく申請手続きされることをお願いしたい。なお、本資格は最初に「スポーツメンタルトレーニング指導士」を取得し、その後、本資格の認定や資格取得講習会の講師を務める必要がある場合は、研鑽を積んで「スポーツメンタルトレーニング上級指導士」を取得する。それごとに5年ごとに資格更新する、というようになっている。継続研修は専門家としての責務である。更新ごとに実力がアップできるよう、資格取得後もメンタルトレーニングの指導事例について定期的にスーパーヴィジョンを受けたり、地域で事例検討会等を開催して、自己研鑽に努めることが求められている。

本学会が有資格のスポーツメンタルトレーニング指導士をスポーツ界に送り出すことで、スポーツ選手の競技力向上に貢献できることを念願している。

2012年4月1日 日本スポーツ心理学会資格認定委員会

2023年7月1日 日本スポーツ心理学会資格委員会

一目 次一

1. 資格の内容	4
1) 資格の名称と種類	
2) 本資格の活動内容	
2. 「指導士」の資格認定条件	5
1) 基礎資格	
2) 資格取得講習会の受講と最終審査	
3. 「上級指導士」の資格認定条件	8
4. 資格の有効期間	9
5. 資格更新のための基準	10
1) 学術上の業績 2)研修実績 3)心理面での指導実績	
6. 資格認定・更新のための手続き	11
1) 申請書類	
2) 申請期間	
3) 審査料	
4) 審査結果の通知および登録	
5) 書類の提出先と振込口座	
7. 申請書類の記載上の留意点等について	13
A. 新規申請のとき	
1) 「スポーツメンタルトレーニング指導士」資格認定申請書	
2) 履歴書	
3) 履修単位自己申告書	
4) 学術上の業績目録	
5) 研修実績書	
6) 指導実績書	
7) 指導実績証明書	
8) 最終審査証明書	
9) 最終審査者評価票	
B. 資格移行・更新のとき	
1) 「スポーツメンタルトレーニング指導士・上級指導士」資格更新・移行申請書	
2) 学術上の業績目録	
3) 研修実績書	
4) 指導実績書	
5) 指導実績証明書	
業績および実績等評価表	17
新規資格取得までの流れ	18
資格更新・移行までの流れ	19

1. 資格の内容

1) 資格の名称と種類

本資格は以下の3種類である。初めに「スポーツメンタルトレーニング指導士」を取得し、その後、本資格の認定や資格取得講習会の講師を務める必要がある場合は、研鑽を積んで「スポーツメンタルトレーニング上級指導士」を取得する。それぞれ5年ごとに資格更新するようになっている。

2012年度より、当初の「スポーツメンタルトレーニング指導士補」と「スポーツメンタルトレーニング指導士」から「スポーツメンタルトレーニング指導士」と「スポーツメンタルトレーニング上級指導士」に名称変更された。

① 「スポーツメンタルトレーニング指導士」（以下、指導士という）

競技力向上のための心理的スキルを中心とした指導や相談を行う専門的な学識と技能を有すると本学会が認めた資格。

② 「スポーツメンタルトレーニング上級指導士」（以下、上級指導士という）

十分な実績とともに高度な学識と技能を有し、本資格の認定や資格取得講習会の講師を務めることができる資格。

③ 「スポーツメンタルトレーニング名誉指導士」

スポーツメンタルトレーニングに関する優れた学術上の業績および現場での指導実績を修め、かつ本資格制度に多大な貢献をした者に与えられる資格。

2) 本資格の活動内容

スポーツ心理学の立場から、スポーツ選手や指導者を対象に、競技力向上のための心理的スキルを中心とした指導や相談を行う。狭い意味でのメンタルトレーニングの指導助言に限定しない。ただし、精神障害に対する治療行為は含めない。具体的な活動内容としては次のようなものが考えられる。

- a. メンタルトレーニングに関する指導助言：メンタルトレーニングに関する知識の指導・普及、メンタルトレーニングプログラムの作成や実施、メンタルトレーニングに対する動機づけ等
- b. スポーツ技術の練習法についての心理的な指導助言：練習・指導法、作戦等
- c. コーチングの心理的な側面についての指導助言：リーダーシップとグループダイナミクス、スランプへの対処、燃え尽きや傷害の予防と復帰への援助等（ただし精神障害や摂食障害等の精神病理学的な問題は除く）
- d. 心理的コンディショニングに関する指導助言
- e. 競技に直接関係する心理検査の実施と診断：競技動機、競技不安、心理的競技能力等（一般的な性格診断は行わない）
- f. 選手の現役引退に関する指導助言
- g. その他の競技力向上のための心理サポート全般

2. 「指導士」の資格認定条件

本資格認定では、**認定条件1（基礎資格：書類審査）**と**認定条件2（講習会の受講と最終審査）**の2つを満たす必要がある。

1) 認定条件1：基礎資格

- ① **本学会の会員として2年以上在会**していること。退会した場合は**資格失効**となる。
- ② **大学院でスポーツ心理学あるいは関連領域（体育・スポーツ科学、心理学等）を専攻し修士号**を取得した者で、下記の3領域の授業科目について学部又は大学院において履修していること。各領域の履修単位数は、体育・スポーツ心理学関連領域で8単位以上、一般心理学関連領域で4単位以上、そしてスポーツ科学関連領域で4単位以上を取得していること。

体育・スポーツ心理学関連領域：スポーツ（体育）心理学、運動学習論、コーチングの心理、運動発達論、メンタルトレーニング論、スポーツ（体育）心理学実験（演習）、スポーツカウンセリング、健康運動心理学、修士論文等

一般心理学関連領域：臨床心理学、社会心理学、教育心理学、発達心理学、認知科学、人格心理学、学習心理学、心理学実験、カウンセリング論、メンタルヘルス等

スポーツ科学関連領域：運動生理学、バイオメカニクス、スポーツ医学、スポーツ栄養学、スポーツ生化学、体力トレーニング論、神経生理学等

取得単位が各領域の科目に相当するかどうかを判断するために、授業のシラバスと成績証明書を提出すること。

- ③ **スポーツ心理学に関する学術上の業績**：過去10年以内のものであり、筆頭者であること。以下の基準に従い5点以上を必要とする。また、業績内容を確認できる資料を添付すること。
学会発表（1点）、学術論文・博士論文（3点）、学術内容を含む単著書（5点）、分担著書（2点）、単著翻訳書（2点）・分担翻訳書（1点）、修士論文・研究報告書・その他（1点）、SMT普及を目的とした啓蒙書（1点）。ただし、書籍の改訂版は、初版と別の業績として加算することが認められない場合もある（改訂箇所が少ない場合など）。また、学術論文の二次出版（他誌に掲載された英語論文を日本語論文として掲載された場合など）は、一次出版とは別の業績として加算することはできない。

- ④ **スポーツ心理学に関する研修実績**：過去10年以内に、以下の基準に従い10点以上を必要とする。ただし、6点以上は本学会が主催する研修会であることとする。同一の研修会では点数の多いもの

のみとする。また、研修を証明するものを提出すること。

1) **本学会が主催する研修会（6点に換算できるもの）**

本委員会が主催あるいは共催する研修会への参加（2点）

本委員会が主催あるいは共催する研修会での話題提供・シンポジスト・講師・指定討論者（3点）

本委員会主催の指導士資格取得講習会の講師（3点）

本学会主催のシンポジウムやワークショップでの話題提供（2点） ※ただし、スポーツメンタルトレーニングに関連するもので、かつ、学会から依頼されて登壇される場合に限る（自主シンポジウムやラウンドテーブルディスカッションなどへの登壇は認められない）。

本学会大会（日本スポーツ心理学会大会）への参加（1点）

2) **その他の研修会**

本委員会に申請があり、本委員会が点数を認定する研修会（条件、点数等は別に定める）

⑤ **スポーツ現場での心理面の指導実績：最近5年間で30時間以上有すること。**

所定の書式により指導内容と時間について選手・団体、主催者あるいはスーパーヴァイザーからの証明書を提出すること。なお、申請できる指導実績は、原則として上級指導士等によるスーパーヴィジョンを受けて実施されたものや事例検討会等で報告した事例であることが望ましい。所定欄にスーパーヴァイザーナーあるいは事例検討会での指定討論者名を記載すること。

⑥ **スポーツ経験を有すること**

自己申告とし、種目や期間、競技成績等を所定の履歴書内に記載する。

2) **認定条件2：資格取得講習会の受講と最終審査**

① **指導士資格取得講習会（認定条件1を充足し、書類審査に合格した者のみが受講できる）**

本学会が主催するスポーツメンタルトレーニング指導士資格取得講習会を受講し、定められた課題を提出すること。講習会の講師は資格委員の3名以上で担当し、内容は教本に則り、指導士としての資質能力を検定・確認するものとする。具体的には本委員会で決定する。

② **最終審査（指導士資格取得講習会受講後に受けける）**

本委員会の認めた最終審査者による最終審査を1回2時間以上受ける。本委員会が求める最終審査とは、申請者がそれまでに実施したメンタルトレーニング等の記録を持参して、それをもとに最終審査者の指導・助言を受け、申請者が本学会の認定するメンタルトレーニングを実施する能力を有することを確認する手続きである。

なお、本委員会の認めた最終審査者とは、上級指導士の資格を有する者とする。

3. 「上級指導士」の資格認定条件

- ① 本学会の会員で指導士の資格を持つ者：ただし、退会した場合は資格の更新はできない。
- ② スポーツ心理学に関する学術上の業績：過去 10 年以内で、指導士の資格認定基準に基づき 25 点以上を有すること。また、その業績リストを提出すること。業績リストに記載されたもののうち、最近の主要業績 3 件について、別刷りなどを添付すること。
- ③ スポーツ心理学に関する研修実績：過去 10 年以内で、指導士の資格認定基準に基づき 30 点以上有すること。また、研修を証明するものを提出すること。
- ④ スポーツ現場での心理面の指導実績：最近 5 年間にスポーツ現場で心理面での指導実績を 100 時間以上有すること。また、所定の書式により指導内容と時間について選手・団体、主催者あるいはスーパーヴァイザーからの証明書を提出すること。なお、申請できる指導実績は、原則として上級指導士等によるスーパーヴィジョンを受けて実施されたものや事例検討会等で報告した事例であることが望ましい。所定欄にスーパーヴァイザーナーあるいは事例検討会での指定討論者名を記載すること。

4. 資格の有効期間

資格の有効期間は取得後 5 年間とする。資格更新の申請があった場合、本委員会が資格更新の基準を満たすと判断した者については資格を更新できる。

5. 資格更新の基準

以下に定める基準は指導士ならびに上級指導士の両者に適用される。いずれも更新年を含めた最近5年間の実績である（年度ではない）。

- ① **スポーツ心理学に関する学術上の業績**：指導士の資格認定基準に基づき5点以上とする。また、その業績リストを提出すること。
- ② **スポーツ心理学に関する研修実績**：指導士の資格認定基準に基づき10点以上とする。ただし、そのうち原則として6点は本学会が主催する研修会および内規における「学会が主催する研修会」と同等の研修会であること。また、研修を証明するものを提出すること。
- ③ **スポーツ現場での心理面の指導実績**：30時間以上とする。また、所定の書式により指導内容と時間について選手・団体、主催者あるいはスーパーヴァイザーからの証明書を提出すること。なお、申請できる指導実績は、原則として上級指導士等によるスーパーヴィジョンを受けて実施されたものや事例検討会等で報告した事例であることが望ましい。所定欄にスーパーヴァイザー名あるいは事例検討会での指定討論者名を記載すること。

6. 資格認定・更新のための手続き

1) 申請書類

①資格認定の際に必要な申請書類（資格認定審査申請用紙 参照）

- a. 「スポーツメンタルトレーニング指導士資格認定申請書」（様式 1）
- b. 履歴書（様式 2）
- c. 履修単位自己申告書（様式 3）
- d. 学術上の業績目録（様式 4）
- e. 研修実績書（様式 5）
- f. 指導実績書（様式 6）
- g. 指導実績証明書（様式 7）
- h. 最終審査証明書（様式 8）
- i. 最終審査評価表（様式 9）

その他、申請時には以下の証明書が必要である。

- j. 大学院（学部）修了（卒業）証明書
- k. 成績証明書
- l. 研修参加を証明するもの（領収書、受講証明書等でも可）

②資格更新・移行の際に必要な申請書類（資格更新および移行審査申請用紙 参照）

- a. 「スポーツメンタルトレーニング指導士・上級指導士資格更新・移行申請書」（様式 1）
- b. 学術上の業績目録（様式 4）
- c. 研修実績書（様式 5）
- d. 指導実績書（様式 6）
- e. 指導実績証明書（様式 7）

その他、申請時には以下の証明書が必要である。

- f. 研修参加を証明するもの（領収書、受講証明書等でも可）

2) 申請期間

①新規資格取得：4月1日～6月30日

②資格更新・移行：11月1日～12月31日

3) 審査料

新規審査料は10,000円とする。更新・移行審査料は無料とする。

申請書を送付の際、事前に本委員会の指定口座に送金し、その控えを提出すること。なお、合否にかかわらず、またいかなる理由であっても、納付後の審査料は返金しない。不合格となり、翌年度以降に再度審査を受ける場合は、新規に審査料を納付すること。

所定の申請書の提出および審査納付の手続きが完了した時点で、メールで受領の連絡をする。

4) 審査結果の通知および登録

①審査結果の通知

新規資格取得申請者：資格認定条件1（基礎資格：書類）について本委員会の議を経た後、その合否が本人に通知される。その後、条件1の合格者は条件2（資格取得講習会と最終審査）を受け、本委員会の議を経て最終の合否判定がなされ、本人に通知される。

資格更新・移行者：本委員会で書類審査し、議を経て合否判定され、本人に通知される。

②登録

新規合格者と資格取得後1回目の更新・移行者は登録料30,000円を所定の期日までに本委員会の指定口座に払い込むこと。これらの手続きを完了した合格者に本委員会より「認定証」を交付し、「スポーツメンタルトレーニング指導士名簿一覧」に登録の上、所定の手続きで関係機関に公示する。さらに、本委員会では関係機関より要請があれば指導士の派遣業務も行う。所定の期日までに登録料の納入のない場合には資格を失うことになるので十分注意すること。

登録料は資格取得後2回目の更新・移行時からは10,000円とする。

5) 書類の提出先と振込口座

新規資格取得、および、資格更新・移行の場合は、下記Webサイトから入力する。

日本スポーツ心理学会認定 スポーツメンタルトレーニング指導士 Webサイト

<https://smt.jssp.jp/>

郵便口座名称：SMT指導士資格認定委員会

口座番号：00800-8-120103

[他金融機関からの振り込み用口座番号：

○八九（ゼロハチキュウ）店（089）当座 0120103]

*口座名称は旧名のままとなっている。そのため「認定」が入る“資格認定委員会”となっている。

7. 申請書類の記載上の留意点等について

資格委員会は、必要に応じて、「日本スポーツ心理学会プライバシーポリシー」に則り、学会事務局から申請者や有資格者等に関する情報を受け取ることがある。

A. 新規申請のとき

1) 「スポーツメンタルトレーニング指導士」資格認定申請書（様式 1）

- ① 申請者が希望する連絡先あるいは郵便物の送付先の住所として、「現住所」あるいは勤務先の「所在地」のどちらかを選ぶこと。

2) 履歴書（様式 2）

- ① 「旧氏名」欄は、大学院修了証明書との関連で必要になるので該当者は必ず記入すること。
- ② 年齢は申請時点での満年齢を記入すること。
- ③ 学歴は、大学入学・卒業から記載すること。特に大学学部、大学院専攻コース等については詳細に書くこと。ただし、別途に提出する修了（卒業）証明書、成績証明書等で明らかになる事實と対応していなければならない。自称「スポーツ心理学専攻」等の記載は認められない。
- ④ 「学位」欄は、修士および博士号とその種類（例：学術、教育学、体育科学）を記入すること。
- ⑤ 「スポーツ経験」欄は、スポーツ種目および活動した所属機関について主なものを記載すること。所定の用紙の記入欄以外の数を記入する必要はない。
- ⑥ 職歴等は年次順に記入すること。
- ⑦ 「資格」欄はスポーツ指導や心理指導（相談）に関する資格を保有している者は記入すること。
- ⑧ 学会活動は所属学会名を略記（例：スポ心）せず、正式名称で記載すること。また、これらはいずれも申請日現在所属しているもののみが対象となる。

3) 「履修単位自己申告書」（様式 3）

- ① 学部、大学院での履修単位の記載にあたっては本手引き「2 - 1) - ②」を参照すること。関連性および3領域のうち2領域においてそれぞれ8単位以上であることを考慮して、当該大学で履修した科目を全て記入する必要はない。
- ② 「大学院研究科専攻名称・大学学部学科名称」欄は、大学名から専攻名までの正式名称を記入すること。学部卒業者においては、所属の正式名称に専攻がある場合に限り記載すること。
- ③ 記載された授業のシラバスを添付することが不可能な者は、授業内容を記入した別紙を添付すること。
- ④ 下段（様式 3 - 2）に記載された授業の合計単位数を領域ごとに記入すること。
- ⑤ 記載された授業の履修を証明するために、当該大学が発行する「成績証明書」等を提出すること。

- ⑥ 大学院修了者が学部で履修した授業科目を記載した場合には、それに該当する科目を明示すること。

4) 「学術上の業績目録」（様式 4）

- ① 業績目録の記載にあたっては本手引き「2・1) - ③および3・②」を参照すること。
- ② 記載された各業績に関する概要をそれぞれ簡潔に記入すること。
- ③ 記載順は最近のものから選んで記入すること。申請に必要とされるポイントを大幅に上回る業績数を記載する必要はない。
- ④ 別刷りなど業績内容を確認できる資料を添付すること。

5) 「研修実績書」（様式 5）

- ① 「研修実績書」の記載にあたっては本手引き「2・1) - ④および3・③」を参照すること。
- ② 「参加形態」欄は、該当するものを選択すること。
- ③ 他機関（団体）が主催した研修会参加等については、別紙（書式は自由）に講師や研修内容を説明し添付すること。
- ④ 研修実績を証明する領収書、受講証明書、学会大会参加証明書等を添付すること。
- ⑤ 記載の順序は、新しいものから記入すること。

6) 「指導実績書」（様式 6）

- ① 「指導実績書」の記載にあたっては本手引き「2・1) - ⑤および3・④」を参照すること。
- ② 本証明書に記載できる内容（事項）は、申請時からさかのぼって 5 年以内に行われ、しかも当該の個人あるいは団体から証明が得られるものが対象となる。
- ③ 「指導内容」欄には、行った指導の内容を簡潔に記入すること。
- ④ 指導時間は指導にあたった実質の時間を対象とする。定期的に継続された指導においては、50 分を 1 時間と換算してもよい。

7) 「指導実績証明書」（様式 7）

- ① 「指導実績書」（様式 6）に記載された内容（事項）全てに当該の個人あるいは団体からの証明書を必要とする。上段の括弧内の「No.」は、指導実績書（様式 6）と対応する番号で記入すること。
- ② 指導の種類は指導内容を的確に反映する名称を記入すること。
- ③ 指導時間は指導にあたった実質の時間を対象とする。定期的に継続された指導においては、50 分を 1 時間と換算してもよい。
- ④ 「指導内容」は申請者本人が作文してもよい。その場合は、申請者本人から証明者に対して、事前に情報提供しておくこと。

⑤ 本証明書は、別途、証明者に提出を求める。証明者が行う作業の説明は、申請者が入力した証明者のメールアドレスに送られる。⑥ 申請システムの移行が公示される前に、用紙に記入してもらっていた場合は、署名者が封筒（市販のものでよい）に厳封したものを事務局に郵送すること。

(以下の8) , (9) は最終審査を受けた後に提出する)

8) 「最終審査証明書」 (様式8)

- ① 本証明書は「指導士」認定条件2に対応したものである（本手引きの2-2）-②を参照）。
- ② 指導内容は申請者が最終審査を受けるために提出した指導記録（事例）の概要を記入すること。申請者が記載してもよい。それ以外は必ず最終審査者が記載すること。
- ③ 本証明書は、別途、証明者に提出を求める。証明者が行う作業の説明は、申請者が入力した証明者のメールアドレスに送られる。

9) 「最終審査者評価票」 (様式9)

- ① 本証明書は「指導士」認定条件2に対応したものである（本手引きの2-2）-②を参照）。
- ② 最終審査者が記入し、(様式8)の証明書とともに提出すること。

B 資格移行・更新のとき

1) 「スポーツメンタルトレーニング指導士・上級指導士」資格更新・移行申請書 (様式1)

- ① 「指導士」あるいは「上級指導士」のいずれを申請するのか該当する方を選ぶこと。
- ② 申請者が希望する連絡先あるいは郵便物の送付先の住所として、「現住所」あるいは勤務先の「所在地」のどちらかを選ぶこと。

2) 「学術上の業績目録」 (様式4) , 「研修実績書」 (様式5) , 「指導実績書」 (様式6) , 「指導実績証明書」 (様式7)

新規申請の「記載上の留意点」と同様である。

3) 猶予願 (書式は任意)

産休、育休等、公的な休暇を取得している、あるいは災害などのやむを得ない事情があったことを記載すること。

以下、日本スポーツ心理学会認定スポーツメンタルトレーニング指導士資格認定規則より転載：「産休、育休等、公的な休暇を取得している、あるいは災害などのやむを得ない事情があり、資格取得後5年間での更新が難しい場合は更新手続きの猶予を申請する書類（書式は任意）を提出することができる。その可否については資格委員会が決定する。」

資格取得後5年間のみならず、移行後5年間、または、更新後5年間にも適用される。

資格委員会が決定した可否は、追って申請者に通知される。

業績および実績等評価表

1. 研究上の業績：筆頭者であること。

学術論文（3点）

（本学会機関誌、他学術雑誌、大学紀要、博士論文、等）

研究報告書（1点）

その他の論文（1点）

修士論文（1点）

（啓蒙書等に掲載された論文）

学術内容を含む著書（単著）（5点）

学術内容を含む著書（分担）（2点）

学術内容を含む翻訳書（単著）（2点）

学術内容を含む翻訳書（分担）（1点）

SMT 普及を目的とした啓蒙書（1点）

学会発表（1点）

2. 研修実績：スポーツ心理学に関する研修実績

（同一学会、研修会等で重複する場合には点数が多い方を採用する）

1) 本学会が主催する研修会

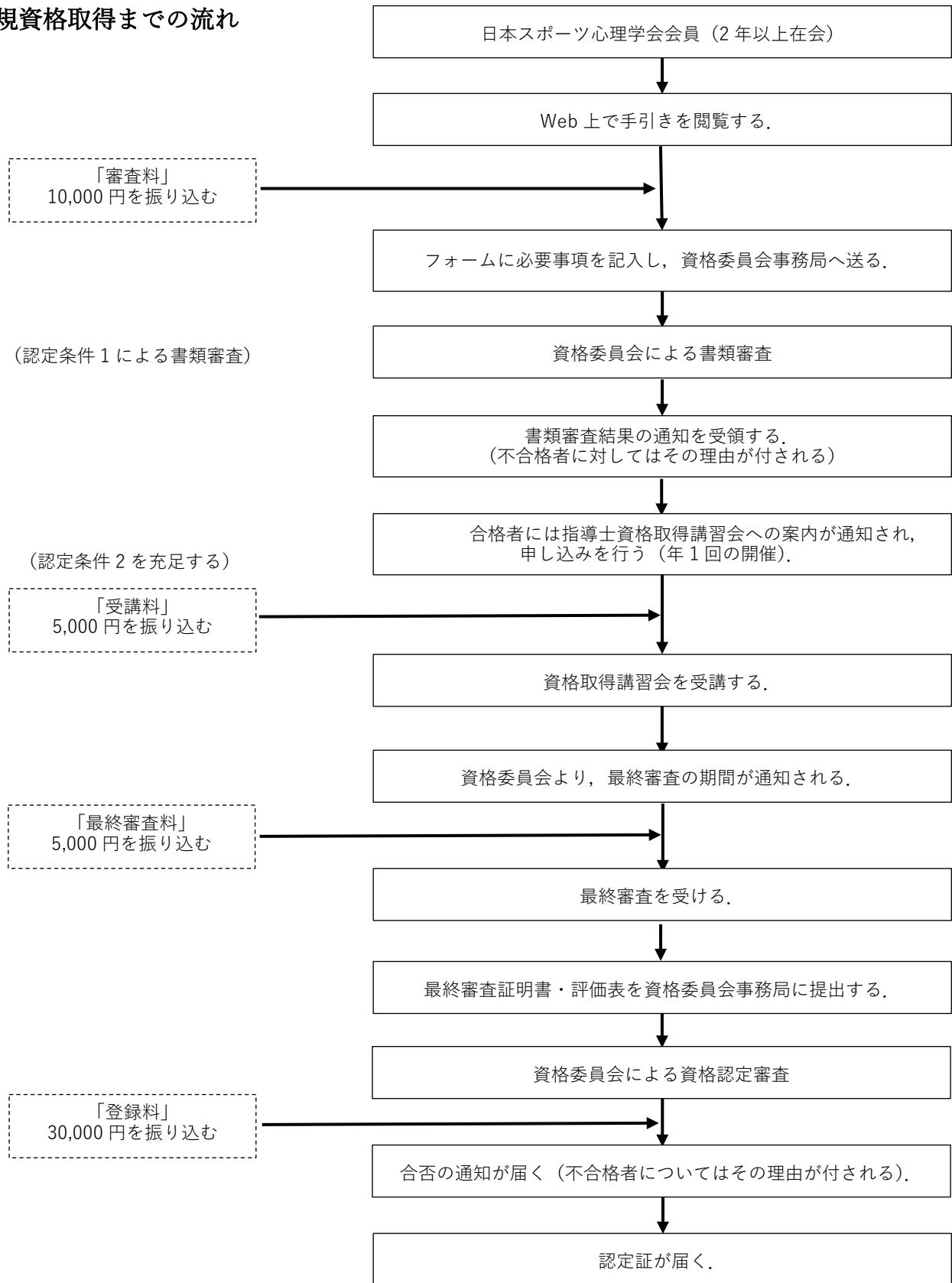
- ・本委員会が主催あるいは共催する研修会への参加（2点）
- ・本委員会が主催する研修会での話題提供・シンポジスト・講師・指定討論者（3点）
- ・本委員会主催の指導士資格取得講習会の講師（3点）
- ・本学会主催のシンポジウムやワークショップでの話題提供（2点）
- ・本学会大会（日本スポーツ心理学会）への参加（1点）

2) その他の研修会

- ・本委員会が点数を認定する研修会（条件、点数等は別に定める。資格審査部門内規）

3. 指導実績：原則として、個人あるいはチームを対象としたメンタルトレーニング指導やメンタルサポートが評価の対象となる。

新規資格取得までの流れ



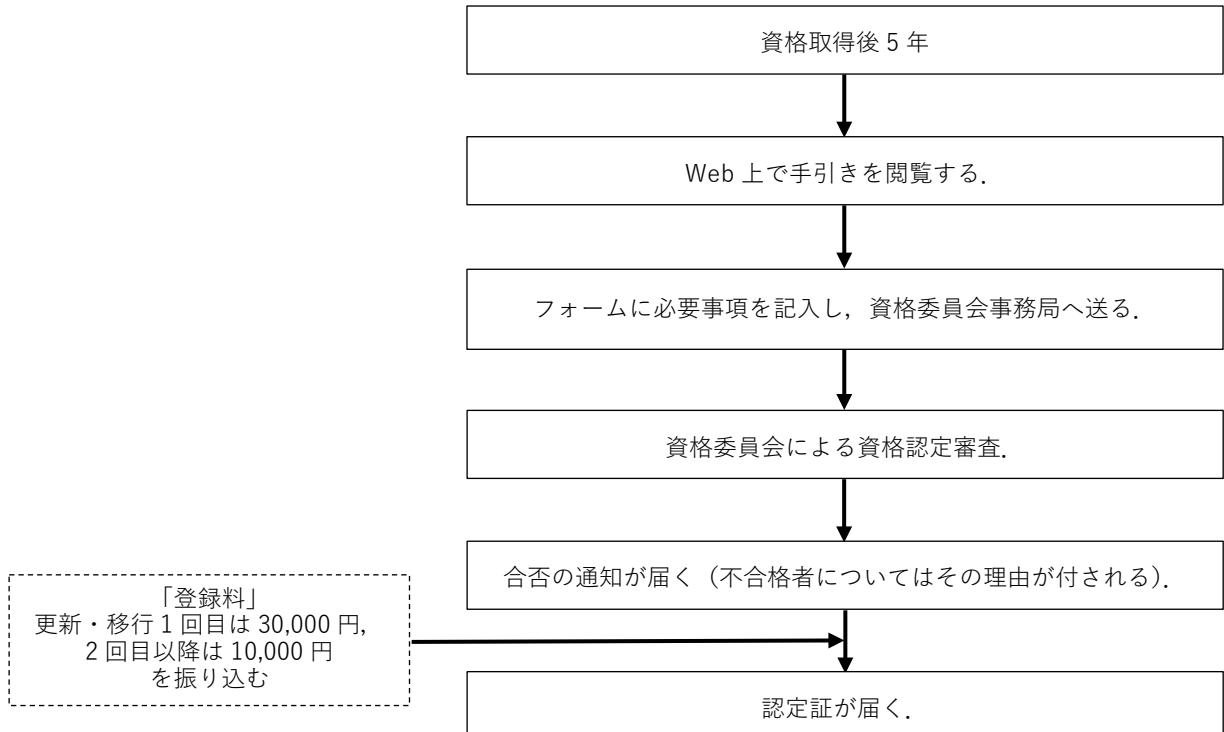
<注>

1. いったん納入した審査料・登録料はいかなる理由であれ、返金されないので注意すること。

2. 申請書類を提出する前に、本資格認定基準との照合を遺漏なく行うこと。

3. 合否結果に関する問合せについては、資格委員会より付された理由以外の説明は行わない。

資格移行・更新までの流れ



<注>

- 1.いったん納入した登録料はいかなる理由であれ、返金されないので注意すること。
- 2.申請書類を提出する前に、本資格認定基準との照合を遺漏なく行うこと。
- 3.合否結果に関する問合せについては、資格委員会より付された理由以外の説明は行わない。